

岡山海区漁業調整委員会委員候補者評価基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岡山海区漁業調整委員会の委員候補者（以下「候補者」という。）の選定に関し、岡山海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う被推薦者及び応募者（以下「被推薦者等」という。）の評価及び候補者案の作成に際し、必要な事項を定めるものとする。

(評価方法)

第2条 評価委員会は、次に掲げる手順に沿って評価を行い、候補者案を作成するものとする。

(1) 提出された書類を基に、別表に掲げる評価項目について被推薦者等を評価する。

評価の際は、必要に応じて面接等を行うことができる。

(2) 前号の規定による評価結果を基に、候補者案を作成する。なお、候補者案は、次の各号に掲げる条件を満たしていなければならない。

ア 岡山海区に沿う市区の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者が委員の過半数を占めていること。

イ 資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者並びに岡山海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれていること。

(3) 候補者案の作成の際には、次に掲げる内容に配慮するものとする。

ア 漁業者及び漁業従事者について漁業の種類、操業区域及び住所又は事業所を有する地区に著しい偏りが生じないこと。

イ 委員の年齢及び性別に著しい偏りが生じないこと。

(評価結果)

第3条 評価委員会の評価結果は、非公開とする。

附則

この要綱は、令和2年9月25日から施行する。